

出欠における注意事項

講義の出席が 3 分の 2 以上ない場合は成績の評価が受けられない(定期試験も再試験も受験できない)。これは病欠や忌引き等止むを得ない理由による欠席が 3 分の 1 以上にも及んでいると考えること。診断書があっても欠席は欠席である。ズル休み(自己都合による欠席)は、本来はあってはならないもので、ズル休みを 3 分の 1 しても良いという意味ではない。一方で、解剖学実習、生理学実習、生化学実習、早期臨床体験実習Ⅰ、Ⅱやエスコート実習、在宅ケア実習、臨床実習などのすべての実習、演習、実技は、原則として皆勤が必須であり、講義の基準は適用されない。早朝の集合や夜遅くまでかかる場合もあり、クラブ活動や個人的な用事と重なった場合は、あくまで教育優先である。余裕を持って計画や約束をすること。なお、疾病など止むを得ない事情であっても 1 週間以上休む場合は必ず西宮教学課に連絡すること。

注意:出席が 3 分の 2 以上ということが条件である。欠席が 3 分の 1 以内という意味ではない。また講義数は実施講義時間数である。天災等で講義数が当初予定より減少する場合もある。なお原則として試験は講義数に含まれない。

ではなぜ大学が出席を条件にするのか。かつて大学は出席を取らないのが普通という時代もあった。大学は高等教育であり、学生は成熟した学修者であるため、その自律性に委ねるという考えである。すなわち、自己学修は十分になされており、講義を聴いて学修する必要性は学生自身が判断できるというものだ。大変もつともな意見であると同時に、現実的でないと感じる。実際に本学でも他大学でも出席率と成績は正比例をするというデータがあり、出席を促すことが教育上必要と考えられる。2 点目は教育の質保証、そして社会への責任という観点である。医師という職業は人命を預かるものであり、無知であるということは許されない。また私立大学においても学生を教育する経費の中で授業料が占める割合は 3 割程度であり、残りは国からの補助金と病院の収益である。すなわち大半は国民のお金によって皆さんは教育されているのである。教育を受ける権利よりも学ぶ義務が大きいと言っても過言ではない。社会に対して真面目でよく学ぶ医学生を育てる義務が大学にはあり、そのために出席を取るわけである。もちろん国民は医学生に対してすべての教育に真面目に取り組むことを期待している。3 点目は学生の皆さんの安否確認という意味である。保護者の方、特に遠方の方は皆さんが毎日元気に通学しているか、大変心配している。休みが続く場合、急な病気や精神的に落ち込んでいる可能性があり、出席管理をすることで、これらの早期発見につなげたい。もちろん、教える側の課題もある。出席を強制しなくても、全員が出席するような魅力的でわかりやすい講義が理想である。大学も学生アンケートや同僚評価を行い、教育の改善に努める。一方学生の皆さんも講義に集中すること。講義中における講義と無関係な PC やスマホの操作は禁止する。またイヤホンの使用も厳禁である。

※2025 年度新カリキュラムである第 2 学年次の臨床 3 科目(消化器病学、内分泌・代謝・免疫の疾患、循環器系・腎尿路系の疾患)については、アチーブメントテストに合格し、かつ、指定された対面授業に 2/3 以上出席したものに定期試験の受験資格を与える。

出欠管理について

出席の取り方、遅刻の取り扱いについては、実際の講義担当教員ならびに科目責任者の責任で行われる。基本的には出席を取った時点で不在であれば欠席となる。出席の取り方についても、点呼、小テスト実施、ノート提出、座席指定、出席カード、顔認証システムなど様々である。出席確認が講義の始めと終わりの 2 回行われる場合もあり、遅刻の取り扱いも、遅刻は欠席扱い、あるいは遅刻 2 回で欠席 1 回など様々である。シラバス記載や講義の際の指示などに従うこと。なお、交通機関で大学として配慮することが決まっているのは、阪神電車の運行停止により本学への通学に支障が出た場合のみである。

出欠の不正行為について

残念ながら出欠に関する不正行為を耳にすることがある。出席カードの不正使用や身代わり、出席確認後の無断早退など様々な手法があるようだが、医学生として相応しい行為ではない。不正行為と判断した場合は、教務委員会で当該科目を不合格とする。これは不正行為に関与したすべての学生に適応される。すなわち代返の場合は、出席して不正行為である代返した学生だけでなく、基本的には当日欠席しており代返によって恩恵を受ける学生の両方が依頼の有無にかかわらず不合格となる。不正行為が繰り返される場合や悪質な場合（金銭授受や強制を含む）は、懲罰の対象となる。また教員や実験補助・秘書など教育の補佐役の指示に従わない、妨害、暴言、強制なども不正行為である。

講義や実習に出席することは医学生の義務であり、皆さんの大切な権利である。目的意識を持って能動的に教育に参加すること。

教育研究棟の入退館について

学生の皆さんは 2 階玄関から入退館すること。入退館とも学生証による認証が必要であり、必ず、自分の学生証で認証を受けること（自分の学生証を使わず、前の人と同時に入退館するような行為は不正行為となる）。学生証を忘れた場合は、1 階の窓口で一時的な入館カードの発行を受け、必ずその日の退出時に所定の場所に返却すること。未返却の場合は、5,000 円徴収する。なお、未返却を繰り返す悪質な入退館の不正、学生証の貸し借りなどは医学生としてふさわしくない行為として処罰を受ける（科目不合格、進級にかかる教育的配慮の停止、懲戒等を含む）場合がある。セキュリティは学生の皆さん自身の安全につながることを認識し、遵守すること。